

専決処分について（物品の買入れについて）

物品の買入れについて、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき別紙のとおり専決処分したから、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものとする。

令和2年6月4日提出

日立市長 小川 春 樹

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、下記のとおり専決処分する。

令和 2 年 5 月 1 8 日

日立市長 小 川 春 樹

記

物品の買入れについて

1 物品の名称及び数量

名 称	数 量
防護具（防護服、シューカバー、医療用手袋、マスク及びゴーグル）	18,000組

2 買 入 れ 価 格 金47,520,000円

3 買入れの相手方 大山商店

会長 大 山 俊 彦

4 納 入 の 期 限 令和2年5月25日

5 買 入 れ の 方 法 随意契約